別表１

ＬＥＤ照明設備	

⑴対象設備

種別	対象範囲
1-1.LED 照明器具	灯具、光源、電源、レンズ、ルーバー、カバー・枠、ガード、取付具、リニューアルプレート、リモコン（コントローラ・調光器・人感センサ含む）
1-2.LED ダウンライト	
1-3.LED 高天井用器具	
1-4.LED 投光器	
1-5.LED 防犯灯	

＜備考＞

工事を伴わない管球のみの交換は対象外とする。

専用型非常用照明器具・誘導灯（階段通路誘導灯は除く）は対象外とする。

⑵対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値（基準値１・２両方を満たすこと）			
		基準値１（以下のＡ・Ｂいずれかを満たすこと）			基準値２ 演色性
		（基準Ａ） 固有エネルギー消費効率	（基準Ｂ） 固有エネルギー消費効率と付属機能		
1-1.LED照明器具	昼光色・昼白色・白色	144lm/W 以上	120lm/W 以上	省エネルギー効率の高い機能※1 があること	Ra80 以上
	温白色・電球色	102lm/W 以上	85lm/W 以上		Ra80 以上
1-2.LED ダウンライト（埋込穴 300mm 以下）※2	昼光色・昼白色・白色	114lm/W 以上	95lm/W 以上		Ra70 以上
	温白色・電球色	96lm/W 以上	80lm/W 以上		Ra70 以上
1-3.LED 高天井用器具（定格光束 11,000lm 以上）※3	昼光色・昼白色・白色	156lm/W 以上	130lm/W 以上		Ra70 以上
	温白色・電球色	102lm/W 以上	85lm/W 以上		Ra70 以上

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>1-4.LED投光器</td><td>昼光色・昼白色・白色</td><td>105lm/W 以上</td><td></td><td></td><td>Ra70 以上</td></tr>
<tr><td></td><td>温白色・電球色</td><td>90lm/W 以上</td><td></td><td></td><td>Ra70 以上</td></tr>
<tr><td>1-5.LED防犯灯</td><td>昼光色・昼白色・白色
温白色・電球色</td><td>80lm/W 以上</td><td></td><td></td><td>Ra70 以上</td></tr>
</table>
※1.初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能
※2.「ダウンライト」とは、JIS Z8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。
※3.「高天井用器具」とは、JIS Z8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束 11,000lm 以上のものをいう。
</td></tr>
<tr><td>高効率給湯設備</td><td>要綱第７条の規定による補助金の申請の日の属する年度またはその前年度に、国の省エネルギー投資促進支援事業費補助金に係る補助事業者（以下「執行団体」という。）が「業務用給湯器」として予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備</td></tr>
<tr><td>高効率空気調和設備</td><td>要綱第７条の規定による補助金の申請の日の属する年度またはその前年度に、執行団体が「高効率空調」として予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備</td></tr>
<tr><td>高機能換気設備</td><td>以下の⑴～⑷の全ての要件を満たすものとする。
ただし、非熱交換型換気扇やインバータ制御される送風機等は補助対象としない。
⑴ 全熱交換型の換気設備であって、対象室内の換気量が現況換気量以上となるもの
⑵ 熱交換率 40%以上であるもの
⑶ 設備導入前に比べて、設備導入後の施設全体または室からの二酸化炭素排出量が削減できるもの（新設の場合は、本補助制度で導入する全熱交換型の換気設備と全熱交換型でない換気設備との比較とする。）
なお、削減できる二酸化炭素排出量には、要綱第４条第２項第１号から第３号に規定する設備のいずれかを同時に導入することによる削減量を加味してもよい。
⑷ 業務用施設等に設置するもの
（住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、運動場、卸売市場等または、高い開放性を有し換気の必要のない施設・室に設置するものは除く）</td></tr>
</table>